

○ 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年基づき、平成第六十八号）第四条第十四項の規定に基づく個人向け国債の告示第十五十六号

平成二十七年一月十五日

二月十日

山本早苗

財務大臣臨時代理 国務大臣

二 一
三 二
四 三
五 六
六 七
七 九八七

用振替の法律及法規の根拠及びその適

發行額

最低額面金

振替単位

の第適初發行期利子の以率子格適後

子年額平す額の振替額の記載又は規定による金額による最低額面金と

○面成る。整数倍の記録は、最低額面金と

・金二・三百一百一十五セント百五円日

一百四十万円十四万円千三百九十九十億六千八額の定面金額で機関は日本銀行とする。その規

以下「振替法」という。この規

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十六

九年法律第二十三号）第四十六

十年）（第五十七回）

個人向け利付国庫債券（変動・

十六
十五
十四
十三

払込場所
払込期日
償還期日
償還期日
限額

日本銀行の本店又は支店
平成二十七年一月十五日
額面金額
五百七百円
日本平成二十七年一月十五日

後利子を毎年一月十五日及び七月十五日まで、支払期として、各支払期に属する利息を支払う。その日以前六月間に算出した金額を支払う。

第二期利息を支払う。

第十二期利息以降の利息を

第一期利息の用利率で計算する。

計算式：
$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第一期利息用利率}}{100} \times \frac{0.31}{2}$$

第一期利息用利率 = $\frac{\text{第十号に規定する第二期利息用利率}}{100} + \frac{\text{以後の利息の適用利率}}{2}$

十一
初期利子

五率の五パントと同様に計算する。ただし、セントを下回る場合は、五分の五セントを除く。

五率の五パントを乗じた結果が五率の五セントとなる場合がある。

五率の五セントを乗じた結果が五率の五セントとなる場合がある。

用利率

中途換金の取り扱い

額面金額 × $\frac{0.31}{100}$

初期利子支払期の 6 カ月前の日

から発行日までの日数

365

(二) 平成二一十八年七月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

中途換金
の特例

十八

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者にはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、第十九条）、当該市又は当該都市にあつて、又はその区域に生じる救助災害にかかる災害第百二十二条の法律による救済とす)は十六地方自治法（昭和二十七号）第一項の指定都市、又は当該市（昭和二十二年法律二百五十二年法律二十九条）（昭和二十二年法律二百五十二条の法律）（昭和二十二年法律二百五十二条）に該当する災害である。助かる災害とす。

十五日前までても、当該個人が債券の中途換金を請求する場合、その買取額は、次のように算出される。
（一）額とぞれの算式による算出された金額は、
（二）額とぞれの算式による算出された金額は、

（一） 平成二十八年一月十五日からまでの場合
（二） 平成二十七年七月十五日以前の場合は
$$\text{額} = \frac{100}{79.685} \times (\text{面額} - (\text{初期利子に相当する金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}))$$

（三） 平成二十七年七月十五日以前の場合は
$$\text{額} = \frac{100}{79.685} \times (\text{面額} - (\text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}))$$